

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則 (長寿社会政策課) 一
- 健康増進法施行細則の一部改正について (健康推進課) 一
- 特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策課) 二
- 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則 (同) 二
- スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則の一部を改正する規則 (同) 三
- 昭和三十五年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二條の規定による使用料等の額)の一部改正 (保健福祉総務課) 三

規 則

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則(平成二十四年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改める。
第五条第二項中「附則第四条第一項」を「附則第十一条第一項」に改める。

第十条中「附則第九条第一項」を「附則第十六条第一項」に改める。
第十一条中「附則第十一条」を「附則第十八条」に改める。
第十三条中「附則第十七条」を「附則第二十四条」に改める。
第十四条中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改める。
様式第一号から様式第三号までの規定中「㊦」を削り、「附則第20条第2項」を「附則第27条第2項」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「㊦」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「㊦」を削る。

様式第十号中「㊦」を削り、「附則第4条第3項第1号」を「附則第11条第3項第1号」に改める。
様式第十一号中「㊦」を削る。

様式第十二号中「㊦」を削り、「附則第9条第1項」を「附則第16条第1項」に改める。

様式第十三号中「㊦」を削り、「附則第11条」を「附則第18条」に改める。

様式第十四号中「㊦」を削り、「附則第13条」を「附則第20条」に改める。

様式第十五号中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2

改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則による諸様式(様式第六号及び様式第七号を除く。)で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定によるものとみなす。

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則(平成十五年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削り、

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

給食施設の種類の 1. 学校（単独校・共同調理場の別： （配食学校名） ） 2. 病院 3. 介護老人保健施設 4. 老人福祉施設 5. 児童福祉施設 6. 社会福祉施設 7. 矯正施設 8. 寄宿舎 9. 事業所 10. 一般給食センター 11. その他（自衛隊等）
--

給食施設の種類の 1. 学校（単独校・共同調理場の別： （配食学校名） ） 2. 病院 3. 介護老人保健施設 4. 介護医療院 5. 老人福祉施設 6. 児童福祉施設 7. 社会福祉施設 8. 矯正施設 9. 寄宿舎 10. 事業所 11. 一般給食センター 12. その他（自衛隊等）

を に

特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則
特定疾患に係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第二十四条」を「第十五条の三第一項」に改める。
様式第一号中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

様式第五号（裏）中「疾病・感染症対策室」を「疾病・感染症対策課」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「印」を削る。

様式第八号中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「印」を削る。

附則
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 改正前の特定疾患に係る医療費用交付規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定疾患に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第二十四条」を「第十五条の三第一項」に改める。

様式第一号中「印」を削る。

様式第二号（裏）中「疾病・感染症対策室」を「疾病・感染症対策課」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「印」を削る。

様式第六号中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

改める。

様式第二号及び様式第三号中「印」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正前の健康増進法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の健康増進法施行細則の規定によるものとみなす。

特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第二十四条」を「第十五条の三第一項」に改める。

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第二号(裏)中「疾病・感染症対策室特定疾患班」を「疾病・感染症対策課難病対策班」に改める。

様式第三号中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のスモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のスモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第二百五十七号

昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額)の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表二の項中「一、二〇〇」を「一、七〇〇」に、「五、三〇〇」を「五、二〇〇」に、「九五〇」を「九〇〇」に、「三、八〇〇」を「三、七〇〇」に、「一、〇〇〇」を「九五〇」に改める。